

# 災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、愛川町（以下「甲」という。）と株式会社エフエムさがみ（以下「乙」という。）との間で締結した災害情報等の放送に関する協定（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この覚書において、次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害情報等 震度4以上の地震が発生した場合の情報若しくは震度4以上の地震が発生するおそれのある場合の情報、東海地震に関する情報、風水害に関する情報又は事故等町民生活に影響を与える緊急事態が発生した場合の情報をいう。
- (2) 緊急情報 災害情報等のうち、緊急を要する情報で、災害防止と被害の拡大防止を図るため、甲が乙に提供する情報をいう。
- (3) 一般情報 災害情報等のうち、災害による被災者の生活の安定等に資する目的で、甲が乙に提供する行政情報又は生活関連情報をいう。

(災害情報等の放送依頼)

第3条 甲は、協定第2条第1項の規定に基づき、乙に対して災害情報等の放送を依頼するときは、放送依頼の理由、放送事項、放送時刻その他必要な事項を明らかにした放送依頼書（別紙第1号様式）を、乙に送付しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、電話等で依頼することができる。この場合、後日、あらためて放送依頼書を乙に送付するものとする。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から放送依頼を受けたときは、放送の適否を検討し、他の放送番組に優先して放送を行うものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、放送依頼及び放送事項の伝達等を確実にを行うため、次の連絡責任者を置く。

区 分	連絡責任者
甲	防災対策所管課長
乙	放送局長

(責任の分担)

第6条 甲が依頼した災害情報等については甲が、当該放送については乙がそれぞれ責任を負う。

(費用負担)

第7条 甲の依頼に基づく放送に関する費用については、乙が負担するものとする。ただし、その放送が長期にわたる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年8月6日

甲 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長 小野澤 豊

乙 相模原市中央区相模原6丁目20番1号

株式会社 エフエムさがみ

代表取締役社長 原 保 美